

令和8年度加古川市建設工事制限付一般競争入札の実施にあたり、特に次の点に留意のうえ入札に参加してください。

○ 電子入札について

市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する建設工事について、令和3年4月以降の公告案件は全て電子入札システムを利用した発注となります。電子入札に参加するためには、ＩＣカード及びＩＣカード読取装置を購入し、電子入札システムの利用者登録を行う必要があります。詳しくは、加古川市ホームページをご確認ください。

○ 入札の流れについて

市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する建設工事の入札に参加する場合、入札を行う前に競争入札参加資格確認申請書の提出が必要となります。詳しい入札の流れについては、加古川市ホームページをご確認ください。

なお、競争入札参加資格確認申請書を提出した結果、競争参加資格が認められなかった者及び競争入札参加資格確認申請書を提出しなかった者は、入札を行うことはできませんので、十分にご注意ください。

○ 変動型最低制限価格制度の適用について

加古川市建設工事の入札における最低制限価格制度事務取扱要綱に定める最低制限価格制度を適用します。

※ 入札における落札決定は、次の手順により行います。

①入札参加者の提示した入札価格が、予定価格を超過、または予定価格の85%または低入札基準価格のいずれか低い価格未満の場合は無効とします。

②〔1次判定〕入札参加者の提示した最低の入札価格が、低入札基準価格（開札後に公表）以上か否かを判定します。

③最低の入札価格が低入札基準価格以上の場合は、落札となります。

④最低の入札価格が低入札基準価格を下回る場合は、2次判定に移行します。

⑤〔2次判定〕有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とし（算出した最低制限価格が予定価格の85%を下回る場合は、有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。）、最低の入札価格が当該最低制限価格以上か否かを判定します。

なお、下位5分の1及び上位5分の1の者の算出にあたり、1未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。また、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格を適用しません。

⑥最低の入札価格が当該最低制限価格以上の場合は、落札となります。

⑦最低の入札価格が当該最低制限価格を下回る場合は、失格となります。

⑧最低の入札価格を提示した者が失格となった場合は、次に低い入札価格を提示した者に対して、改めて1次判定から行い、落札となる者が生じるまで繰り返し適用します。

○ 営業所技術者等の取扱いについて

営業所技術者等は、建設業法等の規定により営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められています。したがって、市契約検査課又は上下水道局経営管理課が発注する技術者の専任を要件とする工事については、営業所技術者等を配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出することができません。

なお、契約締結権限を有する本店、支店及び営業所等の所在地が加古川市内にある事業所については、技術者の専任を要件としない工事で、かつ、工事現場が加古川市内の工事については、1件のみ配置予定技術者として競争入札参加資格確認申請書を提出できることとします。

○ 設計図書について

設計図書は、公告文と併せてインターネット上に開設した入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）に掲載しています。ついては、入札情報サービスから印刷もしくはダウンロードして入手ください。なお、入札情報サービスで設計図書を閲覧するには、業者番号及びパスワードが必要となりますので、『業者番号・入札情報サービス初回ログインパスワード交付申請書（指定様式）』に必要事項を記載し、契約検査課までファクシミリ（FAX：079-427-2510）で送信してください。契約検査課からメールで業者番号及び初回パスワードを返信します。なお、既に市から業者番号及び初回パスワードの通知を受けた者については、改めて交付申請する必要はありません。

○ 入札参加申込み全般にあたっての留意事項について

次の①から④までを熟知のうえ、無効となる入札参加申込み又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守してください。

- ①加古川市電子入札実施要綱
- ②加古川市入札・契約のしおり
- ③現場代理人及び技術者の取り扱いについて
- ④建設業法その他関連法令

○ 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置要件について

建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号の場合の監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の①～⑧の要件を全て満たさなければなりません。「専任特例2号の場合の監理技術者」を配置する場合においては、特記仕様書等に示す「監理技術者」を「専任特例2号の場合の監理技術者」と読み替えてください。

- ①建設業法第26条第3項第2号による監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。
- ②監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ④同一の専任特例2号の場合の監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一つの工事とみなす。）
- ⑤専任特例2号の場合の監理技術者が兼務できる工事の場所は、加古川市内の工事とする。
- ⑥専任特例2号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦専任特例2号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。

令和8年10月15日公告

契約番号／工事番号	5081000049／営繕工第08012号
工 事 名	ウェルネスパークプール・スパゾーン外改修に伴う機械設備工事
工事場所	加古川市東神吉町天下原370番地
建設工事の種類	管工事
工事概要	ウェルネスパーク【ウェルネス棟（W棟）】 ・空調設備改修 ・換気設備改修 ・給水設備改修 ・排水通気設備改修 ・衛生器具設備改修 ・給湯設備改修 ・濾過設備改修 外
工事担当課	営繕課
工 期	契約締結日の翌日から令和9年9月30日まで
予定価格	公表しない（契約締結後公表する）
最低制限価格制度	適用あり 適用方法は次のとおりとする。 （有効な入札参加者のうち最低の価格を提示した者が低入札基準価格を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値に95%を乗じて算出した値を最低制限価格とする。ただし、算出した最低制限価格が予定価格の85%を下回る場合は、当該有効な全入札参加者の入札価格から、入札価格の下位5分の1及び上位5分の1の者の入札価格を除いた入札価格の平均値を最低制限価格とする。なお、有効な入札参加者が5者未満の場合は、最低制限価格制度を適用しない。）
支払条件	前払金 2回（令和8年度 1回、令和9年度 1回） 各年度の工期が90日以上で前払金を受けた場合 中間前金払 有 部分払 3回（令和8年度 1回、令和9年度 2回） 令和8年度出来高予定額 請負金額の 約5% 令和8年度支払限度額 請負金額の 約4% ※中間前金払か部分払のいずれかを選択すること。なお、契約締結後の変更は認めない。 ※中間前金払を選択した場合においても、各年度の出来高精算に限り部分払を認める。
契約不適合責任期間	2年（故意又は重大な過失による場合は 10年）
現場代理人	当該工事現場に常駐すること。（他の工事との兼務は認めない。）
入札参加申請方法	電子入札システムにより、次の書類を添付したうえで、競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、電子入札システムによる提出が困難な資料は、参加申請期限（令和8年10月26日午後5時）までに契約検査課へ紙で書類を提出すること。 (1) 参加資格要件(5)を満たす配置予定技術者を記載した配置予定技術者届（指定様式） (2) 営業所技術者等証明書の写し（建設業許可に係る様式第八号又は様式第一号別紙四の写し） (3) 配置予定技術者の監理技術者資格者証の表面及び裏面の写し (4) 配置予定技術者の監理技術者講習修了証の写し (5) 配置予定技術者の雇用関係を証する書類の写し ※ 契約締結権限を有する本店、支店、営業所等の所在地が加古川市内にある場合は、加古川市に建設業法上の「管工事業」の「監理技術者」として参加申請期限までに登録されており、かつ、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であることを要件とし、(2)～(5)の提出は不要。
参加申請期限	令和8年10月26日（月）午後5時
資格通知日	令和8年10月30日（金）

入札方法	競争入札参加資格確認通知書にて競争参加資格『有』の通知を受けた者は、電子入札システムにより入札書を提出すること。
入札書の提出開始日時	令和8年11月6日（金）午前9時
入札期限	令和8年11月9日（月）午後5時
入札書に添付する書類	積算内訳書
入札（開札）日時	令和8年11月10日（火） 午前10時10分（予定）開札状況により前後する場合がある。
入札（開札）場所	加古川市役所 消防庁舎4階 入札室
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額が500万円を超える場合、契約金額の10分の1相当額
現場説明会	なし
質問方法	電子入札システムにより提出すること。
質問期限	令和8年10月26日（月）午後5時
質問の回答日・方法	令和8年10月30日（金） 入札情報サービス及び契約検査課で公表する。
応募形態	単体企業体
契約条項を示す場所	次の場所にて閲覧に供する。 加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市役所総務部契約検査課 電話番号 079-427-9153
参加資格要件 （全項目に該当すること）	(1) 参加申請期限において、令和8年度加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）に工事種目が、 管工事 で登録されていること。
	(2) 管工事 において、 特定建設業 の許可を有すること。
	(3) 参加申請期限において有効な経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の 管工事 の総合評定値が 1, 100点以上（本店の所在地が加古川市内の場合は600点以上） であること。 <u>また、その経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写しが参加申請期限の前日までに加古川市契約検査課へ提出されていること。</u>
	(4) 本契約締結権限を有する本店、支店、営業所等の所在地が 兵庫県内 であること。
	(5) 現場代理人及び技術者には、手持工事を有していない者を 専任で配置 できること。 （営業所技術者等を配置することはできない。） 技術者は、建設業法上の 管工事業 の 監理技術者 の資格を有する者で、入札日以前に3箇月以上の雇用関係にある者であるとともに、参加申請期限（ 令和8年10月26日時点 ）において、加古川市契約検査課、加古川市上下水道局経営管理課その他が発注した建設工事について、手持工事を有していないこと。なお、加古川市契約検査課及び加古川市上下水道局経営管理課が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査後に加古川市及び加古川市上下水道局が通知する検査結果通知書の合否判定日までとし、その他が発注した建設工事の手持工事の期間は、当該手持工事の落札日から完成検査に合格した日までとする。
	(6) 加古川市指名停止基準に基づく指名停止を公告日、入札（開札）日のいずれにおいても受けていないこと。
	(7) 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。

	(8) 次の①及び②に該当しないこと。 ①電子交換所若しくは手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該工事の入札前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者。 ②会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者。 ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
	(9) 施工実績は求めないが、本工事を適正に施工する能力があること。
入札参加申込数の制限	加古川市契約検査課及び加古川市上下水道局経営管理課が発注した建設工事における手持工事数の制限の対象外とする。
注意事項	(1) 加古川市電子入札実施要綱、加古川市入札・契約のしおり及び現場代理人及び技術者の取り扱いについてを熟知のうえ、無効となる入札参加申請又は入札とならないよう、応募に必要な手続き及び注意事項を遵守すること。 (2) 入札参加有資格者が入札（開札）日までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。 (3) 契約の締結等については次のとおりとする。 ① 本契約は、加古川市議会の議決を必要としますので、落札者は落札決定の日から10日以内に仮契約を締結すること。なお、10日以内に仮契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。 ② 本契約は、双方が加古川市議会の議決があったことの確認を仮契約書の中で行うことにより本契約締結となる。なお、加古川市議会の議決は令和8年12月中旬の予定。 ③ 落札決定後、本契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。 (4) 営業所技術者等の取扱いについては、本市の技術者の取扱いを熟知するとともに、建設業法の規定に違反することのないよう十分注意すること。 (5) 本工事は契約締結後（兼務する工事の場合は契約締結時）に、建設業法第26条第3項第2号による監理技術者補佐を配置することができる。監理技術者補佐を配置する場合、監理技術者は専任特例2号の場合の監理技術者となり、専任特例2号の場合の監理技術者は加古川市契約検査課又は加古川市上下水道局経営管理課が発注する監理技術者補佐を配置することができる他の工事と合計2件まで兼務することができるが、その他が発注した建設工事との兼務は認めない。なお、加古川市契約検査課及び加古川市上下水道局経営管理課が発注した建設工事の手持工事の期間は、完成検査後に加古川市及び加古川市上下水道局が通知する検査結果通知書の合否判定日までとする。 なお、落札決定後、建設業法に規定する適正な技術者の配置が見込めない場合は、契約を締結しない。 (6) 入札（開札）に関して、事故が起きたとき、不正な行為があると認めたとき又は不正な行為があるおそれがあると認めたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 (7) 落札決定後契約締結までの間に、落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。 (8) 契約締結時において、加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱に基づき、契約金額が200万円を超える場合は、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。 (9) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約担当課に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。